

介護職員宿舎借り上げ支援事業補助金

船橋市では、前年度に引き続き、市内で介護保険サービス事業所を運営する法人を対象に、新たに雇用した介護職員または訪問介護員の住居の借り上げに要する費用の一部を補助する「介護職員宿舎借り上げ支援事業補助金」を実施します。




🏠 補助対象者は

- ①市内で介護保険サービス事業所（一部の事業所を除く）を運営する法人
- ②市税に滞納がない法人


🏠 宿舎に居住している介護職員とは 次のすべてを満たす者を指します。


- ① 法人との雇用契約に係る雇用開始日が、**令和8年4月1日～令和9年3月31日**の間であること。
(令和8年3月2日～令和8年3月31日までの間に雇用開始となった場合は、令和8年4月1日より雇用開始した場合と同様に受け付けます。)
※雇用開始日が令和5年4月1日～令和8年3月1日の場合でも、前年度までに当該補助金の補助を受けた方については、今年度も引き続き対象となります。
- ② 雇用開始日が属する年度から起算した補助を受けようとする月の属する年度の数が4を超えないこと。
- ③ 各月初日において、介護保険サービス事業所に、介護職員または訪問介護員として従事していること並びに従事している介護サービス事業所を適用事業所とする社会保険の被保険者であること。
- ④ 各月初日において、宿舎に入居し、宿舎の所在地がその者の住民票の住所として記録されていること。
- ⑤ ②に規定する期間を除き、過去にこの要綱による補助を受けたことがないこと。
- ⑥ 雇用開始日前1年以内に他の法人が運営する市内の介護保険サービス事業所において、常勤の介護職員または訪問介護員として勤務していないこと。


 借り上げる宿舎とは
次のすべてを満たすものを指します。

- ① 市内に所在していること。
- ② 法人または法人の役員またはその親族その他利害関係者が所有するものは除く。
- ③ 介護職員と宿舎の使用に関する契約等を締結していること。
- ④ 介護職員が1名以上居住していること。

 対象期間
令和8年4月1日～令和9年3月31日が対象です。


 対象経費
賃借料、共益費または管理費、礼金、更新料、その他市長が認めるものです。居住している介護職員から宿舎使用料等を徴収している場合は、その徴収額を控除します。

 補助基準額・補助率
1戸あたり月額50,000円を補助基準額の上限とし、補助率 1/2 を乗じた最大25,000円を補助します。

 パターン別の具体例

	賃借料等	補助前の負担割合		補助基準額	補助後の負担割合		
		法人	職員		補助額	法人	職員
1	80,000円	80,000円	0円	50,000円	25,000円	55,000円	0円
2	80,000円	30,000円	50,000円	30,000円	15,000円	15,000円	50,000円
3	80,000円	0円	80,000円	0円	0円	0円	80,000円
4	40,000円	40,000円	0円	40,000円	20,000円	20,000円	0円

- 1：賃借料の全額を法人が負担 ⇒ 補助基準額 50,000円×1/2=25,000円（補助額）
- 2：賃借料のうち法人が30,000円、職員が50,000円を負担
⇒補助基準額 30,000円×1/2=15,000円（補助額）
- 3：賃借料の全額を職員が負担 ⇒補助基準額 0円×1/2=0円（補助額）
- 4：賃借料の全額を法人が負担
⇒補助基準額 40,000円（50,000円未満なので全額）×1/2=20,000円（補助額）

 その他
補助対象となる介護職員が無資格者の場合は、概ね3年以内に資格を取得できるよう支援に努めてください。

書式のダウンロードや詳しい内容は、市HPにて公開しております。

市HP⇒産業・事業者向け⇒福祉・子育て支援事業者
⇒高齢者福祉サービス事業者⇒介護人事確保対策事業

URL：

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/08/p090130.html

【問い合わせ先】

船橋市 介護保険課 総務係

担当：内藤・田中

電話：047-436-3306

Email：kaigohoken@city.funabashi.lg.jp